



2025年2月21日

各位

会社名 株式会社ジャムコ  
代表者 代表取締役社長 恒松 孝一  
(コード番号 7408 東証プライム)  
問合せ先 執行役員  
IR担当 夏井 孝之  
(TEL. 042-503-9145)

会社名 株式会社BCJ-92  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

## 株式会社BCJ-92による当社株券等に対する 公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

株式会社ジャムコ（以下「当社」といいます。）が2025年1月14日付で公表いたしました「株式会社BCJ-92による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」における、株式会社BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者によれば、公開買付者が2025年1月14日付で当社との間で締結した公開買付契約に規定された本公開買付け開始の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）のうち、①日本における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）に基づき必要な許認可等の取得が完了していること及び②公開買付者が当社に対して通知した当社の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）及びその結果としての公開買付者による当社の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていることについては、それぞれ以下の状況とのことですが、それら以外の本公開買付前提条件は、いずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）と判断しているとのことです。公開買付者は、本日現在、2025年3月上旬を目途に、本公開買付けを開始することを目指しているとのことです。公開買付者より、本公開買付け開始のための準備が整い、本公開買付けを開始する旨の連絡を受けた場合には、速やかにお知らせいたします。

### ① 日本における外国為替及び外国貿易法に基づき必要な許認可等の取得が完了していること

公開買付者によれば、公開買付者は、2025年1月15日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されているとのことです。当該届出の受理後、2025年1月31日に、当社の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡を受けたとのことです。そのため、公開買付者は、2025年2月12日付で上記届出を取り下げ、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しているとのことです。当該再度の届出の受理後、公開買付者が当社株式を取得できるようになるまで、30日間の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあるとのことです。かかるクリアランスについて、2025年3月上旬に得られる見込みとのことです。

なお、公開買付者によれば、国内外の競争法令等（日本、オーストリア、ドイツ、オランダ及び米国）に基づき必要な許認可等の取得も本公開買付前提条件としておりましたが、ドイツについては2025年2月6日付で、オランダについては2025年2月7日付で、オーストリアについては2025年2月12日付で、日本については2025年2月12日の経過をもって、米国については同年2月13日の経過をもって、それぞれ競争法に基づく必要な手続及び対応を完了したとのことです。

- ② 公開買付者が当社に対して通知した当社の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による当社の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意を得られていること

当社は、2025年1月14日付の本取引公表後、各取引先に速やかに連絡を取り、本取引及びその結果としての公開買付者による当社の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意の依頼を行っております。また、本日現在、公開買付者が当社に対して通知した当社の取引先のうち1社を除いて、承諾又は同意が得られております。加えて、残り1社についても承諾又は同意を拒否されているわけではなく、当社は、承諾又は同意の取得に向けた調整を進めていることから、公開買付者に対し、承諾又は同意が得られる見込みである旨の報告をしております。

詳細は、公開買付者が本日公表した別添のプレスリリース「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」をご参照ください。

以 上

（添付資料）

2025年2月21日付「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

2025年2月21日

各位

会社名 株式会社BCJ-92

代表者名 代表取締役

杉本 勇次

## 株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する 公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

株式会社BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年1月14日付「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、公開買付者による株式会社ジャムコ（証券コード：7408、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者が2025年1月14日付で対象者との間で締結した公開買付け契約に基づき、国内外の競争法令等（日本、オーストリア、ドイツ、オランダ及び米国）及び日本における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）に基づき必要な許認可等の取得（以下「本クリアランス」といいます。）が完了していること等の前提条件（かかる条件を、以下「本公開買付け前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しており、同日時点において、2025年2月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているものの、本クリアランスに係る手続を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であることを公表しておりました。

公開買付者は、本日現在、本公開買付け前提条件のうち、①日本における外国為替及び外国貿易法に基づき必要な許認可等の取得が完了していること及び②公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていることについては、それぞれ以下の状況であるものの、それら以外の本公開買付け前提条件はいずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）と判断しております。

### ① 日本における外国為替及び外国貿易法に基づき必要な許認可等の取得が完了していること

公開買付者は、2025年1月15日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されております。当該届出の受理後、2025年1月31日に、対象者の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2025年2月12日付で上記届出を取り下げ、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日間の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。かかるクリアランスについて、2025年3月上旬に得られる見込みです。

なお、国内外の競争法令等（日本、オーストリア、ドイツ、オランダ及び米国）に基づき必要な許認可等の取得も本公開買付け前提条件としておりましたが、ドイツについては2025年2月6日付で、オランダについては2025年2月7日付で、オーストリアについては2025年2月12日付で、日本については2025年2月12日の経過をもって、米国については同年2月13日の経過をもって、それぞれ競争法に基づく必要な手続及び対応を完了しております。

### ② 公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていること

対象者によれば、対象者は、2025年1月14日付の本取引公表後、各取引先に速やかに連絡を取り、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意の依頼を行ったとのこと。また、本日現在、公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引

先のうち1社を除いて、承諾又は同意が得られているとのことです。加えて、残り1社についても承諾又は同意を拒否されているわけではなく、対象者は、承諾又は同意の取得に向けた調整を進めているとのことであり、対象者より、承諾又は同意が得られる見込みである旨の報告を受けております。

公開買付者は、本日現在、2025年3月上旬を目途に、本公開買付けを開始することを目指しており、本公開買付け開始のための準備が整い、本公開買付けを開始する場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する進捗状況を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

#### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。